１

募集要項

１　概要

　　青森県つがる市富萢町屏風山１に所在する防衛省共済組合車力支部（以下「車力支部」という。）において、車力分屯基地に所属する隊員等（車力分屯基地で勤務する他基地所属の隊員を含む。）の利便性を確保するため、カーシェアリングの経営を行う業者について、次のとおり募集する。

２　応募資格

（１）カーシェアリングの経営を実施している者であること。

（２）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（７）暴力団又は暴力団員及び（３）から（６）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

３　経営場所の所在地及び名称

　　青森県つがる市富萢町屏風山１　航空自衛隊車力分屯基地内

防衛省共済組合車力支部

４　経営委託条件

（１）設置方法

防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第９条に定める経営委託契約の締結により設置する。

（２）募集業者数

　　　１業者

（３）設置場所

　車力分屯基地内

（４）設置台数

　　　普通自動車１台以上２台以下（決定業者との調整による。）

（５）設置期間（基準）

２

　　　防衛省共済組合車力支部長との契約締結時から令和７年３月３１日（月）

　　　なお、必要に応じ始期から５年を超えない期間（ただし、国有財産使用許可期間の範囲内であること）で更新することができる。

（６）その他

別添「仕様書」のとおり。

５　公募説明会

　　本説明会に参加しない業者は、公募に参加することができないものとする。

（１）日時

　　　令和６年９月６日（金）　午後１時３０分から

（２）場所

　　　航空自衛隊車力分屯基地１号隊庁舎多目的室（受付：５７号隊舎厚生班窓口）

（３）携行品

　　　募集要項、仕様書、参加者の印鑑（認印可）及び顔写真付の身分証明書（運転免許証等）

※　出席者（各業者２名以内）は、令和６年９月５日（木）午後３時までに会社名、連絡先を電話等により担当者（第６項第１号ウの「提出先」）へ通知すること。

６　応募手続き等

（１）申請書等の提出

経営の受託を希望する者は、令和６年９月２０日（金）午後５時（平日午後５時から午前９時及び土日祝日を除く。）までに次のとおり定められた書類を提出し、応募すること。

なお、提出された書類は、返却しない。また、当該目的以外には使用しない。ただし、車力支部が必要と認めた場合、警察及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

　　ア　提出書類

　　（ア）申請書（別紙様式第１）　１部

　（イ）企画提案書（別紙様式第２）　正１部、写し６部

　　　　※　以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

　　　　ａ　主な車名

　　　　ｂ　設置台数

　　　　ｃ　利用方法

　　　　ｄ　利用金額

ｅ　補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）

ｆ　車両の維持管理（燃料を含む。）

　　　　ｇ　車内の清掃

　　　　ｈ　東北地方でのカーシェアリング実施状況

　　　　ｉ　過去３年間の法令遵守状況

　　　　ｊ　省エネルギー・環境対策に係る提案

　　　　ｋ　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

　　　　ｌ　車力支部における営業方針（組合員が利用する際の利点）

　　　３

　　　　ｍ　会社概要

　　　　ｎ　その他のアピールポイント

　　（ウ）企画提案書付属書類　正１部、写し６部

　　　　　カタログ、その他企画提案書の内容がわかる具体的な資料等

　　　　（日本産業規格Ａ４）

　　（エ）その他関係書類　各１部

　　　　　公募に参加する者の信用状況等を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

　　　　　なお、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをｂ、ｃ、ｄ及びｅに定める書類に代えることができる。

　　　　ａ　業務確約書（別紙様式第３）

　　　　ｂ　戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））※発行後３か月以内のもの

　　　　ｃ　営業経歴書（会社の商号及び所在地、代表者役職及び氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

　　　　ｄ　財務諸表

（ａ）個人

直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

（ｂ）法人

直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、主

資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

ｅ　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書※発行後３か月以内のもの

（ａ）個人

その３の２

（ｂ）法人

その３の３

ｆ　会社概要（様式は問わない。上記ｃの営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要）

ｇ　印鑑証明書※発行後３ヶ月以内のもの

ｈ　カーシェアリング事業に関する運輸支局の発行した許可証の写し

イ　関係書類の不備又は参加資格がないと判断した場合は、企画提案書の審査は

行わず無効とする。

ウ　提出先

　　青森県つがる市富萢町屏風山１　航空自衛隊車力分屯基地内

防衛省共済組合車力支部（担当：吉田、松本）

　　　　電話０１７３－５６－２５３１（内線２３４・２３５）

（ただし、平日午後５時から午前９時及び土日祝日を除く。）

（２）応募者の失格

　　　次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア　提出書類が期限までに提出されなかった場合

　　イ　提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合

４

　　エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

　　オ　税金を滞納している場合

カ　その他、違反と認められる場合

（３）提案修正の禁止

　　　提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

７　選定の方法

　提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、業者を決定する。

８　決定業者の発表

　　令和６年１１月上旬頃（別途通知）

　　決定業者に対して、電話連絡の方法で通知する。

９　決定後の手続き等

（１）決定業者に対しては、以後の手続きについての説明会を実施する。

（２）決定業者は、防衛省共済組合車力支部経営受託申請書及びその他担当職員が示す書類を別途指定する日時までに提出すること。

（３）経営受託申請に基づく防衛省共済組合本部長の承認を得た後、防衛省共済組合車力支部長と経営委託契約を締結する。

５

別紙様式第１

申　請　書

令和　　年　　月　　日

　防衛省共済組合車力支部長　殿

|  |  |
| --- | --- |
|  | 所在地  〒  電　話： |
|  | 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　印 |
|  | 代表者氏名 |
|  | 法人・個人の別　　　法人・個人 |
|  | 担当者氏名： |
|  | 電　話： |
|  | ＦＡＸ： |

青森県つがる市富萢町屏風山１に所在する防衛省共済組合車力支部において、カーシェアリングの経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、申請印は登録印を使用すること。

６

別紙様式第２

企画提案書

会社名：

|  |
| --- |
| １　主な車名 |
| ２　設置台数 |
| ３　利用方法 |
| ４　利用金額 |
| ５　補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等） |
| ６　車両の維持管理（燃料を含む。） |
| ７　車内の清掃 |
| ８　東北地方でのカーシェアリング実施状況 |
| ９　過去３年間の法令遵守状況 |
| 10　省エネルギー・環境対策に係る提案 |
| 11　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 |
| 12　車力支部における営業方針（組合員が利用する際の利点） |
| 13　会社概要 |
| 14　その他のアピールポイント |

７」

別紙様式第３

業務確約書

令和　　年　　月　　日

　防衛省共済組合車力支部長　殿

「航空自衛隊車力分屯基地内における防衛省共済組合車力支部が委託するカーシェアリングの経営」事業の応募に際し、仕様書及び自らが提出した企画提案書の内容を、適正に履行できることを確約いたします。また、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを確約します。

　これに違反した場合は、経営を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

１　暴力団及びその関係者と一切関係を持ちません。

２　経営に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。

３　経営に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。

４　経営の意思がなくなり、又は経営が不可能となった場合には、速やかに車力支部に連絡し指示を受けます。

５　経営に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。

６　経営に関して発生した費用等は、全てこれを負担します。

７　基地内において必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は国及び車力支部の指示に従います。

８　国及び車力支部の都合により経営が中止又は変更された場合、これによって発生した費用、損害等については一切請求いたしません。

９　その他疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

|  |
| --- |
| 所在地  〒  電　話： |
| 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 代表者氏名 |
|  |

注：商号、代表者氏名にふりがなを振り、印鑑は、登録印を使用すること。